

Weekly Report

第413号
平成29年6月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

今国会で成立した主な改正法等（企業関連）

第193回通常国会において、4月以降に成立した企業に係る主な改正等は次のとおりです。

◎民法（債権関係）の改正…*債権の消滅時効について、短期消滅時効の特例を廃止するとともに、原則として権利行使が可能であることを知った時から5年に統一する、*事業融資における経営者等以外の個人保証について、公証人が保証意思を確認しなければ効力を生じないものとする、など。

◎中小企業信用保険法の改正…*大規模な経済危機、災害等の事態に際して、予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして危機関連保証を創設する、*小規模事業者の持続的発展を支えるため、特別小口保険の付保限度額を2千万に拡充、*業チャレンジを促すため、創業関連保証の付保限度額を2千万円に拡充、など。

◎介護保険関連法の改正…*第2号被保険者（40～64歳）の介護保険料について、報酬額に比例して負担する仕組み（総報酬割）を導入す

る、*一定以上の所得がある高齢者の介護サービスの自己負担を3割へ引き上げる、など。

◎住宅宿泊事業法…住宅の空き部屋を旅行者らに有料で貸す「民泊」のルールを定め、届け出制として全国で解禁する。民泊を営む家主に、都道府県や政令市などへの届け出や苦情への対応、民泊物件と分かる標識の掲示などを義務付け、年間営業日数の上限は180泊とする。

◎不動産特定共同事業法の改正…空き家などの再生事業に地域の不動産会社などが参入し、小口投資家を募ることができる「小規模不動産特定共同事業」の創設、など。

予定納税の減額申請をする場合は

29年分所得税の予定納税が必要な方には、税務署から「予定納税額の通知書」が届きます。

予定納税とは、前年分の所得金額や税額などに基き計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年の所得税の一部を予め納付する制度で、予定納税基準額の1/3の金額を、第1期（7月1日～31日まで）と第2期（11月1日～30日まで）にそれぞれ納めることになります。

なお、業況不振などにより、6月30日時点における所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合は、7月18日までに「予定納税額の減額申請」を税務署に提出して承認されることで、予定納税額が減額されます。

悪質な脱税を取り締まる査察

査察は、一般の税務調査と異なり、国税犯則取締法に基づく強制的な調査で、大口・悪質な脱税者に対して、刑事責任を追及する特別な調査です。

国税庁が公表した28年度の査察事績によると、28年度中に処理した査察事案は193件で、そのうち検察庁に告発したのは132件でした。また、脱税額は総額161億円となっています。

脱税の手法・方法には、消費税の輸出免税制度を利用した不正還付や、関係会社に架空の経費を計上し所得を過少に申告した事案がありました。